

## 1.3 合理的配慮をおこないます

すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がい者差別の解消を目的とした、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が平成28年4月に施行されました。

学校園においては、障がいのある幼児児童生徒の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮を提供しなければならないとされています。

### 合理的配慮とは

障害のある子どもが、他の子どもと平等に教育を受ける権利を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるものです。

（「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」  
平成24年7月 中央教育審議会初等中等教育分科会）

### 合理的配慮の具体例

○物理的環境への配慮や人的支援の配慮の具体例

- ・聴覚過敏のある子どもたちのために、教室の机や椅子の脚に緩衝材を付けて雑音を軽減すること。
- ・視覚情報の処理が苦手な児童生徒のために黒板周りの掲示物等の情報量を減らすこと。

○意思疎通の配慮の具体例

- ・比喩表現等の理解が困難な子どもたちに対して、比喩や暗喩などを用いずわかりやすい表現を使って説明すること。
- ・多様なコミュニケーション手段やわかりやすい表現を使って説明するなどの意思疎通の配慮を行うこと等

○ルール・慣行の柔軟な変更の具体例

- ・板書やスクリーン等がよく見えるように、黒板に近い席を確保すること。
- ・慢性的な病気のために他の児童生徒と同じように運動ができない児童生徒に対し、運動量を軽減したり、代替できる運動を用意したりすること。
- ・入学試験や検定試験において、公平性を担保する範囲内で、本人・保護者の希望、障害の状況等を踏まえ、例えば別室での受験、試験時間の延長、点字や拡大文字、音声読み上げ機能の使用等を許可すること。

「県立学校における障害を理由とする差別の解消に推進に関する対応要領」一部抜粋

合理的配慮の提供を通じて、障がいのある子どもたちがよりよい学校園生活を送るとともに、将来にわたって、社会と積極的に関わっていこうとする姿勢を持つきっかけとなることを願っています。

## 合理的配慮提供の流れ

合理的配慮は、以下の流れに沿って計画、実行、評価、改善されます。また、必要な場合は、関係機関に協議や意見調整を依頼することもできます。

### Plan（計画）

- ↓ 本人・保護者からの申出、担任等の気づき
- ↓ 本人・保護者の意見等の聞き取り
- ↓ 校園内委員会での検討
- ↓ 本人・保護者と学校園との合意形成

### Do（実行）

- ↓ 合理的配慮の提供
- ↓ 本人及び周囲の子どもたちの変化を観察、記録

### Check（評価）

- ↓ 合理的配慮の有効性の検証・評価
- ↓ 本人・保護者との振り返り

### Action（改善）

合理的配慮の見直し・提案



校園長や特別支援教育コーディネーターが中心となって、学校園全体が「チーム」として、支援体制の充実を図ることが求められています。

## 留意点

### 【本人・保護者からの申出】

- ・ 本人・保護者からの相談等の申出があれば、丁寧に聞き取りましょう。
- ・ 相談の申出や意思表示がない場合でも、行動観察等から本人の困難さが明らかな場合は、本人・保護者に対して建設的な対話で働きかけるなど、主体的な取組に努めましょう。

### 【校園内での検討】

- ・ 校園内委員会等を使って、組織的に対応しましょう。
- ・ 外部専門機関や教育委員会等とも積極的に協議しましょう。

### 【本人・保護者との合意形成】

- ・ 具体的な場面や状況に応じて、代替措置の選択も含め、双方の建設的な対話による相互理解を通じて決定しましょう。
- ・ 合理的配慮の内容を柔軟に見直すことができることを、本人・保護者との間で共通理解を図っておきましょう。
- ・ 合意された合理的配慮の内容を個別の教育支援計画に明記し、関係職員へ情報共有を図りましょう。

## 合意形成が困難な場合

本人・保護者と学校園の間での合意形成が難しい場合が考えられます。そのような場合は、教育委員会学校教育課にご相談ください。必要であれば三木市教育支援委員会での審議等により対応します。